

## 「今後の原子力政策の方向性と行動指針（案）」について質問事項案

2026年7月6日会合用

### 1. 原発の「建て替え」について

行動指針（案）は、2040年代までに約220万kW～550万kW（約2基～5基）、2050年代までに2040年代分も含め約1,270万kW～1,600万kW（約11基～14基）分の原発の建て替えが必要としている。

- 1) 「建て替え」の定義は何か。すでに廃止措置が決まっている原発の「建て替え」を指すのか。「建て替え」と「新規建設」の相違点は何か
- 2) 事業者が決めた廃炉基数と建て替え基数の関係をどう考えているのか。建て替え基数は廃炉基数以内なのか。
- 3) 廃炉のサイトに限らず廃炉を決めた事業者のサイトでの建て替えとしたのはなぜか。事業者から要請があったのか。
- 4) 「2040年代2基～5基」で想定している原発はどの原発か。
- 5) 「建て替え」の可否の意思決定に関して、当該地域住民の意見は反映されるのか。
- 6) 廃炉および建て替えによる新規原発の稼働により、発生する放射性廃棄物の量は2040年、2050年段階でどのように見積もられているのか。
- 7) 原発の構想から稼働までは数十年かかる。運転・廃炉・核のごみの処分まで考えれば、超長期にわたり、国民に原発や核廃棄物のリスクとコストを負わせることになる。建て替え方針は不適切ではないか。

### 2. 「原子力2割」について

「1」の建て替えの前提として、「原子力発電による発電電力量として1.1兆kWh～1.2兆kWhの2割相当が2040年代、2050年代にわたって見込まれる」としている。

- 1) 前提として既存原発の運転期間を何年としているか。
- 2) 「2割」の設備容量に計上した全原発を明示されたい。
- 3) 原子炉直下に活断層が認定された敦賀2号機、基準地震動策定において不正が発覚した浜岡原発、地盤の液状化の影響が指摘された柏崎刈羽1～4号機、能登半島地震で被災した志賀原発なども含まれているのか。
- 4) 設置変更許可未申請の原発を含めているか。
- 5) 2030年度、原発20-22%という見通しはまだ生きているのか。
- 6) 2030年または2040年「原子力2割」という目標が達成できない場合の電力供給への影響はどのように考えているのか。

- 7) 2030年または2040年「原子力2割」という目標が達成できない場合の脱炭素目標への影響はどのように考えているのか。
- 8) 東京電力の再生可能エネルギーの出力抑制の実績（以下）をみれば、柏崎刈羽原発6号機の再稼働・営業運転開始以降により、再エネが何度も出力抑制されている。
- ・ 2024年度 0
  - ・ 2025年度 2026年3月1日、8日、21日、28日、29日
  - ・ 2026年度 4月5日、11日、12日、19日、25日、26日、5月2日、3日、4日、5日、6日、9日、10日、16日、17日
- 「2割相当」とした場合、出力抑制にどのような影響をもたらすと考えられるか。また、それが再エネ導入にどのような影響をもたらすと見ているのか。
- 9) 以下の理由で「原発2割」は抜本的に見直すべきではないか。
- ・ 時間と労力とコストを要し、気候変動対策には間に合わない
  - ・ 放射性廃棄物の処分のめどがたっていない
  - ・ 超長期にわたり、国民に原発や核廃棄物のリスクとコストを負わせることになる
  - ・ 建設費、維持費などが高すぎ、民間事業者だけで費用をまかなう見込みがたたない
  - ・ 大規模集中型で定格出力の電源であり、電力需給調整に必要な系統の柔軟性を損なう
  - ・ 事故が生じた際に大きな影響を及ぼす
  - ・ テロ・攻撃のターゲットになりうる

### 3. 「既設炉の最大限活用」により増大するリスクについて

行動指針（案）は、「原子力を長期的に活用していく上での大前提」として、「不断の安全性向上」をあげている。他方で、「再稼働の加速・既設炉の最大限活用」として、再稼働の促進と15ヶ月連続運転の導入や点検作業の合理化等による設備利用率の向上、さらには運転延長認可制度の確実な執行を行うとしている。

「再稼働の加速・既設炉の最大限活用」は「不断の安全性向上」に反し、事故の危険性を高め、周辺住民に多大なリスクを負わせることになるのではないかと懸念されている。

### 4. 避難計画について

行動指針（案）は「原子力を長期的に活用していく上での大前提」として、「立地地域との共生」をあげ、その中で、「能登半島地震での経験や今後想定される南海トラフ地震を踏まえた大規模な自然災害と原子力災害との『複合災害』」を想定しつつ、住民避難や屋内退避、避難道路の整備など防災体制の充実に向けた取組に対する…支援を行うとしている。しかし、現状において、避難計画の実効性は確認されておらず、特に地震や津波、豪雪などとの複合災害において、避難ができない問題はなんら解決されていない。行動指針（案）には「災害に対する地域住民の

不安の声…の増大等も踏まえ…防災対策の一層の充実・強化を図る」とあるが、住民の声を聞く場もなく、「大前提」にあげている「国民各層とのコミュニケーション」も実施されていない。

避難計画・防災体制については抜本的な見直しが必要であり、住民のリスクを回避するため、既設炉の稼働を一旦止め、住民の声を丁寧に聞くところから行動すべきではないか。

## 5. 六ヶ所再処理工場について

行動指針（案）は、「核燃料サイクルの推進に向けた取組」として、「六ヶ所再処理工場…の竣工を官民の総力で成し遂げる」としたうえで、「設工認審査や、その後の使用前検査等を確実・効率的に進める」としている。六ヶ所再処理工場は、ガラス固化の工程で技術的な困難を抱えているが、事業者は、ガラス固化試験を再処理工場の竣工後に先送りしようとしている。ガラス固化ができなければ、リスクの高い高レベル廃液が溜まることになる。また、アクティブ試験の際に、2008年にガラス熔融炉が設置された区画（セル）などが放射能で汚染され、立入ができない区画（レッドセル）が生じ、耐震安全工事やそのための点検すらできない状況にある。

こうした状況で六ヶ所再処理工場の竣工を急がせることは、放射能放出の危険性を著しく高め、周辺住民に多大なリスクを負わせることになるのではないかと

## 6. 使用済核燃料について

行動指針（案）は、「使用済燃料対策の推進」として、「中間貯蔵施設や、原子力発電所の敷地内での乾式貯蔵施設について、リサイクル可能な有用資源である使用済燃料である使用済燃料を一時的に貯蔵し、原子力発電による電力の安定供給に貢献する、核燃料サイクル政策上の重要施設との認識の下、地元理解を前提として建設・活用を促進」とあるが、現実には、各地の原子炉の燃料貯蔵プールで行き場のない使用済燃料が溢れる状況を解消するために、どこにも行き場がなく「核のごみ」と化した使用済燃料を、「リサイクル可能な有用資源」「一時的に貯蔵」などと偽って地域に押し付けているだけである。

使用済燃料を地域に押し付けるのをやめ、これ以上増やさぬよう行動すべきではないか。